

わが国における文化政策の概観

令和6年6月 文化戦略研究会（第1回）



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化庁参事官（文化拠点担当）付 三木

※ 資料中、見解に及ぶ部分には私見を含む。

(1) 「文化政策」が意味してきたもの

文化芸術振興基本法（旧法）の概要

◆法律の内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目 的（第1条）

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念（第2条）

- ・ 芸術家等の自主性の尊重
- ・ 芸術家等の創造性の尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

（第3・4条）

国及び地方公共団体の責務

（第5条）

国民の関心及び理解

第二章 基本方針（第7条）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策（第8条～第35条）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 文化芸術の各分野の振興 | ・ 国民の鑑賞等の機会の充実 |
| ・ 地域における文化芸術の振興 | ・ 学校教育における文化芸術活動の充実 |
| ・ 国際文化交流の推進 | ・ 文化施設の充実 |
| ・ 人材の養成・確保 | ・ 情報通信技術の活用の推進 |
| ・ 国語・日本語教育の充実 | ・ 民間の支援活動の活性化 |
| ・ 著作権等の保護・利用 | ・ 政策形成の民意の反映 |
- 等

平成中期の文化庁の政策白書・目次の例

〔 目 次 〕

文化庁長官あいさつ

文化庁シンボルマーク

文化を大切にする社会の 構築に向けて1

- (1) 文化庁の組織／1
- (2) 文化をめぐる諸状況／2
- (3) 文化庁予算の充実／5
- (4) 文化芸術振興基本法／10
- (5) 文化芸術の振興に関する基本的な方針／11
- (6) 文化関係の税制／12
- (7) 文化関係の融資制度／14
- (8) 文化審議会／14
- (9) 各文化芸術活動への支援の概要／17

芸術創造活動の推進19

- (1) オペラ、バレエ、演劇等の重点支援による
最高水準の芸術の創造／20
- (2) 舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催／21
- (3) 「日本映画・映像」振興プランの推進／22
- (4) 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成／25
- (5) 芸術祭の開催／26
- (6) 芸術家等の顕彰／27
- (7) 芸術文化振興基金／28
- (8) 企業等による文化芸術活動への支援／29

地域における文化の振興34

- (1) 地域における伝統文化の継承・発展の支援／35
- (2) 公共文化施設の活性化による地域文化力の
派生・交流の推進／36
- (3) こどもの文化芸術体験活動の推進／37
- (4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励／39
- (5) 美術館・歴史博物館の振興／41
- (6) 芸術文化活動等を支える人材の育成／43
- (7) 文化ボランティアの推進／44
- (8) 関西元気文化圏／45

文化財の保存と活用47

- (1) 文化財の保護の仕組み／47
- (2) 文化財分野における国際交流・協力の推進／60

新しい時代に対応した 著作権施策の展開65

- (1) 法律ルールの整備／65
- (2) 円滑な流通の促進／66
- (3) 国際的課題への対応／66
- (4) 著作権教育の充実／67

国語に関する施策の推進68

- (1) 国語施策の推進／68
- (2) 外国人等に対する日本語教育の推進／68

国際文化交流の推進70

- (1) 文化庁と国際文化交流／70
- (2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要／76

文化の情報化の推進80

国立文化施設等83

- (1) 国立劇場／83
- (2) 新国立劇場／84
- (3) 国立美術館・博物館／85
- (4) 研究所／90
- (5) 新たな国立文化施設の整備／91

アイヌ文化の振興92

宗教法人と宗務行政93

- (1) 宗教法人制度の概要／93
- (2) 宗務行政の推進／94

わが国における文化政策の歴史(文部省組織の変遷)

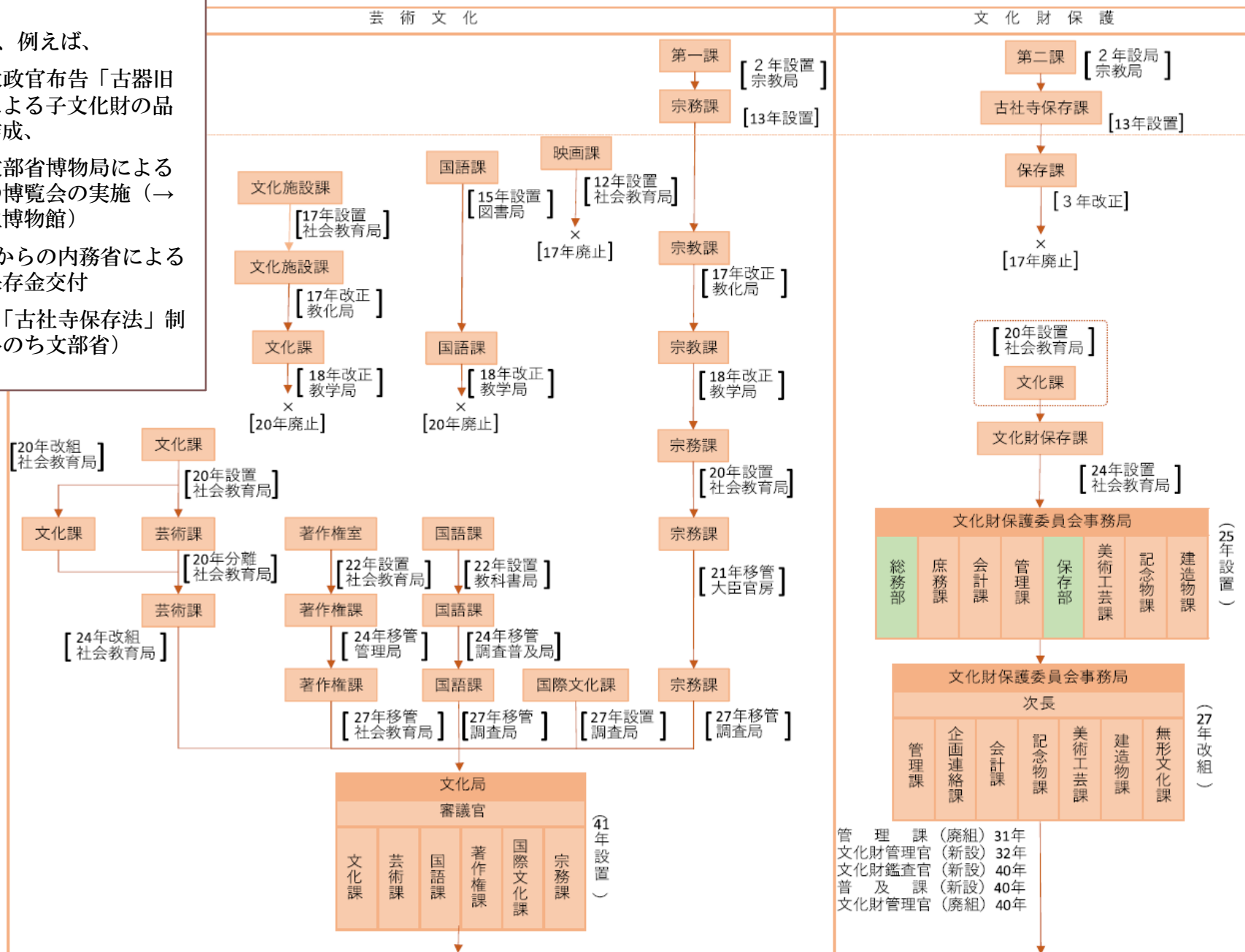
• これ以前には、例えば、

✓明治4年の太政官布告「古器旧物保存方」による子文化財の品目リストの作成、

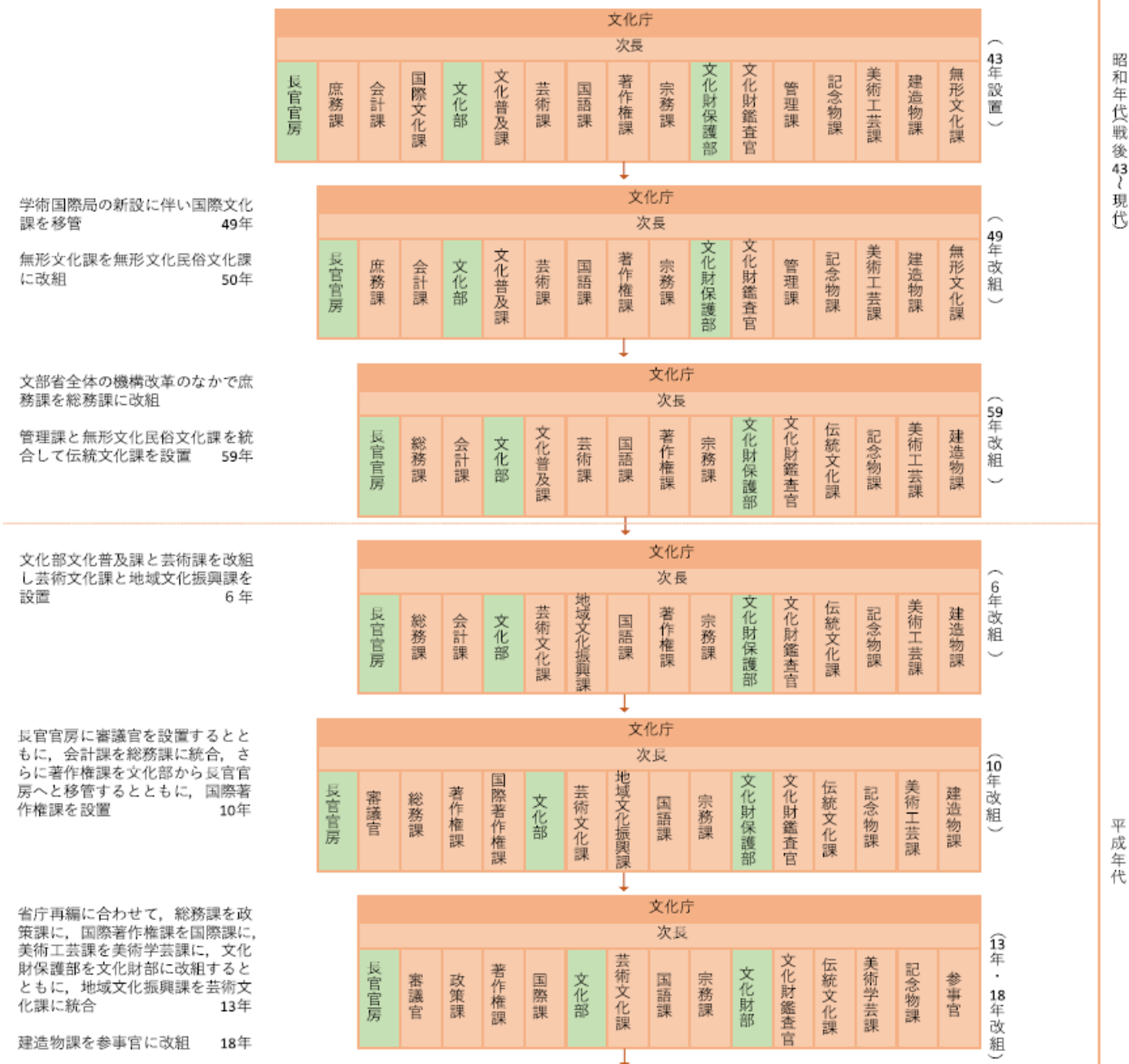
✓明治5年の文部省博物館による湯島聖堂での博覧会の実施（→後の東京国立博物館）

✓明治13年頃からの内務省による古社寺への保存金交付

✓明治30年の「古社寺保存法」制定（内務省→のち文部省）



わが国における文化政策の歴史(文化庁の誕生)



(2) 「文化政策」の転換

文化審議会における「文化庁の在り方」の提言）

■ 文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）

—「新・文化庁」を目指す機能強化と 2020 年以降への遺産(レガシー)創出に向けた緊急提言—

（平成28年11月17日 文化審議会）

【文化庁のあるべき姿】

文化庁は、これまで、我が国の有形・無形の文化芸術や文化財の保護、保存、継承とともに、独創性のある新たな文化芸術の創造・発展の推進を基本的な使命としてきた。この使命は、これからも変わらぬものである。しかし、今、正に求められているのは、**今ある文化芸術や文化財を国民・社会の宝として、より活用していくことと、文化芸術の領域を広げ新しい文化の創造を促進していくこと**である。

このため、**文化庁は、その取り組む文化政策を関連分野と緊密に連携しながら総合的に推進する必要がある。**

さらに、「新・文化庁」は、特定分野を所管する役所としての立場に拘泥するのではなく、常に「現場第一」の原点に立って、国内外の様々な人々や組織・団体とつながり、文化芸術をより広く捉え、文化力による社会の活性化や地方創生、国際交流にも貢献する行政組織であらねばならない。

本審議会委員や文化芸術団体からも文化省の創設の必要性を指摘する意見が出された。2020 年に掛けて世界の注目が日本に集まり、日本の文化を発信するまたとない機会となることから、「新・文化庁」を構築することが喫緊の課題である。

文化庁が今後新たな体制で文化政策を展開するに当たっては、新しい文化の創造や、地域の文化による日本全国の活性化に向け、京都と東京から、オールジャパンの視点に立って、文化芸術各分野の担い手・現場との円滑なコミュニケーションの確保、地域の文化を掘り起こして魅力を高めていくプログラムの開発、文化政策の総合的推進という観点に十分配慮しながら、様々な文化政策を適所で複眼的、相乗的に行うべきである。

新・文化芸術基本法について

(平成 29 年一部改正概要)

第一 改正趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと**
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改正。前文及び目的について所要の整理。(1 条)

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定。(2 条、5 条の 2・3、6 条)

＜基本理念の改正内容＞

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携**

3. 文化芸術推進基本計画等 (7 条・7 条の 2)

文部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ「文化芸術推進基本計画」の案を作成。
「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が同計画を策定。地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。(8 条～11 条)
 - ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。(12 条)
 - ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。(14 条)
 - ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。(15 条)
 - ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。(16 条)
 - ⑥ 国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。(28 条) 等
- ### 5. 文化芸術の推進に係る体制の整備 (36 条・37 条)

関係府省庁(文科省及び内閣府、総務省、外務省、厚労省、農水省、経産省、国交省その他の関係行政機関)で構成する政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則 2 条)

(平成 29 年 6 月 23 日公布・施行)

文化経済戦略

文化経済戦略策定の基本認識

国際社会における文化

国のプレゼンスを高める要素として
文化の意義や重要性が向上

我が国の文化

世界に誇るべき多様で豊かな
文化芸術資源が存在

経済における文化

産業競争力を決定づける
“新たな価値の創出”を文化が牽引

文化政策が歴史的転換期を迎える中、「新・文化庁」として前例なき改革を断行

《国家戦略の策定・実行》

文化芸術を起点とした価値連鎖（バリューチェーン）



- ▶国・地方自治体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大
- ▶文化を起点に他分野と連携した創造的活動を通じて新たな価値を創出
- ▶新たな価値が文化に再投資され持続的な発展に繋がる好循環を構築

新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出

《文化経済戦略が目指す将来像》

- ◆花開く文化：未来に向けた「文化の着実な継承」、「次代を担う文化創造の担い手」の育成、「次世代の文化財」の新たな創造
- ◆創造する産業：「文化芸術資源を活かした新産業・イノベーション」の創出、「文化芸術を企業価値につなげる企業経営」の推進
- ◆ときめく社会：「文化を知り、文化を愛し、文化を支える国民層」の形成、「国民文化力」の醸成による「文化芸術立国」への飛躍

文化経済戦略策定にあたっての重要な6つの視点

○未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展

国として必要な戦略的投資、新たな創造的活動の大前提

○文化への投資が持続的になされる仕組みづくり

新たな価値が文化芸術に再投資されるメカニズム、企業経営改革

○文化経済活動を通じた地域の活性化

地域文化芸術資源の面的・一体的整備を通じた地方創生

○双方向の国際展開を通じた日本ブランド価値の最大化

海外市場開拓と、世界の文化・芸術家が日本に集う環境の創出

○文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現

多様性や創造性の発揮の源泉、文化芸術の愛好家・支援者の拡充

○2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシー創出

2020年以降も見据えた質の高い文化プロジェクトの実行

平成29年11月10日
関係府省庁申合せ

1. 目的

「文化芸術基本法」第36条に基づき、関係府省庁が文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2. 組織

(1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 内閣府知的財産戦略推進事務局長
- 総務省大臣官房審議官(情報流通行政局担当)
- 外務省大臣官房国際文化交流審議官
- 文部科学省大臣官房総括審議官
- 文化庁長官
- 文化庁次長
- 厚生労働省子ども家庭局長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
- 農林水産省食料産業局長
- 経済産業省商務・サービス審議官
- 国土交通省総合政策局長
- 観光庁次長
- 環境省大臣官房審議官

(2) 推進会議に議長を置く。議長は文化庁長官をもって充てる。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等(別紙)を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、文化庁において処理する。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)文化芸術推進会議 幹事会

内閣府知的財産戦略推進事務局企画官	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長	農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長
外務省大臣官房文化交流・海外広報課長	経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課長
文部科学省大臣官房政策課長	国土交通省総合政策局政策課長
文化庁長官官房政策課長	観光庁観光地域振興部観光資源課長
文化庁長官官房企画調整官	環境省自然環境局国立公園課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長	

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018～2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。

文化芸術により生

- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文
み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。

長級会議)での

- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局
連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。

関係者を委員に迎

- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術
文化芸術関係者から、文化芸術を存続・発展させるべき姿や、現場の意見を幅広く取り入れ、審議。

文化芸術の目指すべき姿

心豊かな活力ある社会の形成にとって極
大の精神を前提とし、以下のように定める。

文化芸術活動の参加機会が提供されている。

ある社会

資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化
を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値
が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多
な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・ 豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・ 文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・ 他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・ 質の高い経済活動を実現
- ・ 人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ・ 文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・ 新・文化芸術基本法の成立
- ・ 少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の
急速な進展等社会状況の変化
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競
技大会の開催

II 今後の文化芸術政策

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、
めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

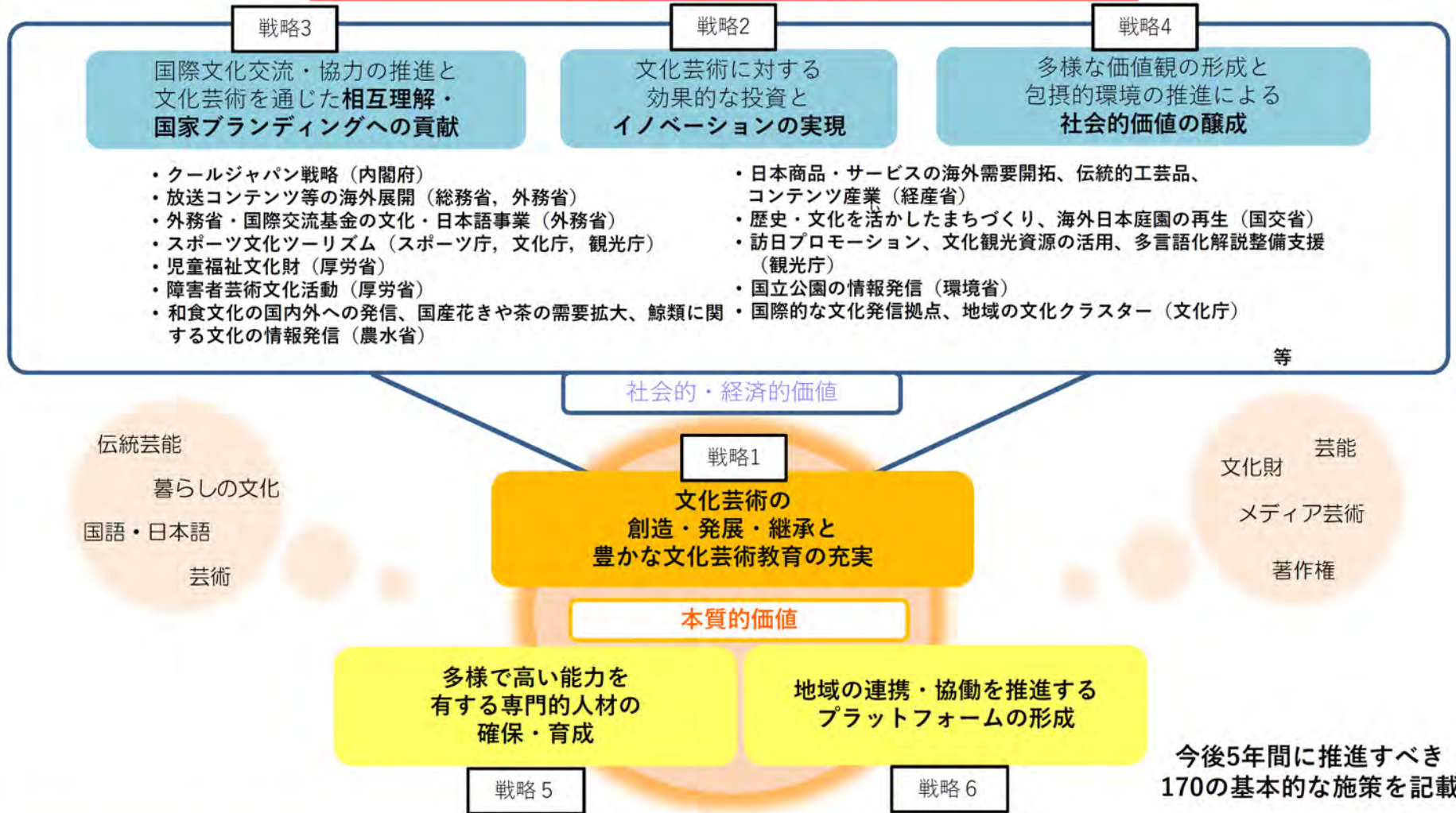
文化芸術の創造・発展・継承と教育、文化芸術教育と文化

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資、文化芸術の国際交流・発信、
成されている。

文化芸術立国の実現を

Ⅲ・Ⅳ 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



V 評価・検証サイクルの確立等

・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

Ⅵ 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

(3) 文化庁の大きな変化

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、**文化に関する施策の総合的な推進**を位置付ける。

また、その所掌事務に、

①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、**文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。**

2. **芸術に関する教育に関する事務**を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた**博物館に関する事務**を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

～新・文化庁 機能強化のポイント～

<法律事項>

新・文化芸術基本法(H29.6施行)

- ◆文化庁施策に閉じない「文化芸術推進基本計画」の策定
- ◆関係府省庁で構成する「文化芸術推進会議」の設置

文部科学省設置法改正案

- ◆・文化に関する基本的政策の企画立案推進機能
- ・関係行政機関の事務調整機能 付与
- ◆本省業務(芸術に関する教育、博物館)の一元化

<政令事項その他>

- ◆文化部・文化財部の2部制廃止

- ◆次長2名体制

- ◆文化財関係部局の機能別再編

- ・大学との連携を生かした文化政策調査研究
- ・国内外への日本文化の発信
- ・食文化等の生活文化振興や新たな文化創造
- ・各省と連携した文化GDP拡大を担う体制整備

- 他府省・自治体・民間等からの参画

<機能強化>

✓文化庁が中核となって我が国の文化政策を総合的に推進

✓文化芸術体験・専門人材育成の質の向上
✓博物館行政の効率化

✓柔軟かつ機動的な取組みの推進

✓本格移転(遅くとも2021年度)に向けた準備、マネジメント強化
✓2020文化プログラムの強力な推進

✓適切な保護と、観光・産業と連携した文化芸術資源の活用を推進

✓政策立案・発信機能の強化
✓文化による社会的・経済的価値の創出

✓人材多様化による組織活性化

文化芸術の力で
一億総活躍

文化芸術資源
で地方創生・
地域活性化

日本文化ブラ
ンドで世界を
魅了

<参考>

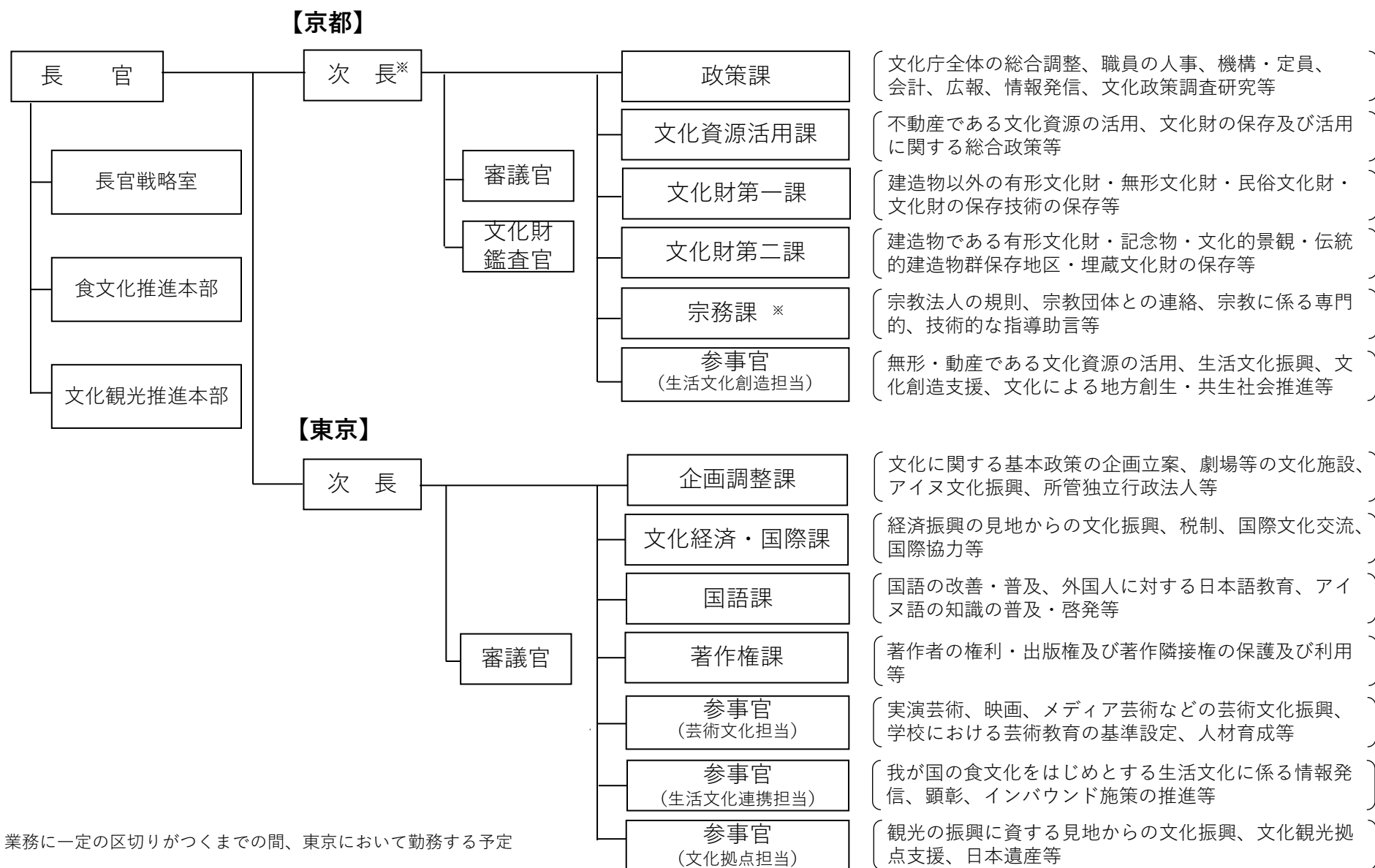
◆経済財政運営と改革の基本方針
2017～人材への投資を通じた生産性向上～(H29.6閣議決定)

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針
2017(H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目途に提出^{ナフ}など、全面的な移転を計画的・段階的に^{ナフ}めていく。

(参考) 今日の文化庁の体制



※業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定

(4) 今日の文化政策の姿

《基本計画の位置づけ・経緯》

- 文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画。
- 第1期計画期間が令和4年度で終了するため、令和5年度からの5か年を対象とした第2期計画の策定に向け、令和4年6月に文化審議会に諮問。
- 同審議会における有識者・団体ヒアリング、委員発表等を通じた集中的な審議を経て、令和5年3月に答申を受け、同月24日に閣議決定。

前文

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉。
- 我が国には、各地に魅力的な有形・無形の文化財が数多く存在し、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊等の伝統芸能の上演が行われるなど、長い歴史を通じて地道な努力により今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を有する。
- 現代の美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッションなどは、世代を問わず人々の心を捉え、デジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつあり、我が国の文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを示している。
- 新型コロナの感染拡大が、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなど多くの人々に行動変容を迫る困難にあつて、文化芸術は、人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識され、その灯を消さぬよう次世代への継承の努力が継続。
- また、文化芸術は、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との緊密な連携の下、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、創造的な社会・経済活動の源泉として新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資される好循環を通じて、我が国の発展に寄与。
- 国際的にも多様性、包摂性、持続可能性をキーワードに、地球規模の課題の解決に向けた動きが活発化する中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大。

第1：我が国の文化芸術を取り巻く状況

1. 第1期計画期間中における文化芸術を巡る主な動向

- ・ 文化庁の京都移転決定を契機として、文部科学省設置法を改正し、文化庁が中核となって「文化に関する施策を総合的に推進」する権限を新たに規定、「芸術に関する教育」や「博物館に関する事務」を文科省から文化庁へ移管。
- ・ 日本で初めて第25回ICOM（国際博物館会議）京都大会を開催し、その理念を踏まえ博物館法を改正。
- ・ 文化観光推進法を制定、日本博を展開。
- ・ 2度にわたり文化財保護法を改正。「文化財の匠プロジェクト」を策定。

2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

- ・ 新型コロナの感染拡大により、文化芸術イベントは中止・延期・規模縮小、人々の行動自粛。
- ・ 文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子供の文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響。
- ・ 改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識。

3. 社会状況の変化

- ・ デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFTの活用など取引形態の多様化。
- ・ 急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小。
- ・ 国際的／地球規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の深まり。
- ・ アジア発のコンテンツが興隆。我が国の文化芸術のグローバル展開が急務。

第2：第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価

○第1期計画における「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」の進捗状況に関し、文化審議会にて中間評価を実施。

【評価の概要】

- ・計画期間当初には戦略に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、令和2年以降は、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、進捗が芳しくない、評価することが適切でないといった状況。

（課題）

- ・コロナ禍において、我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱であることが明らかに。
安定的に活動を継続することができる環境の整備や、団体等の特性に応じた自律的・持続的な発展に資する取組の強化が課題。
- ・アート市場活性化、文化観光の推進については、ポストコロナを見据え、市場の回復及び更なる振興が課題。
- ・新型コロナウイルスの影響を大きく受けた日本博については、2025年の大阪・関西万博に向けた一層の充実が課題。
- ・障害者をはじめ、誰でも文化芸術に触れることができる環境の充実が課題。
- ・文化芸術の担い手を確保するための方策を多面的・長期的に検討することが課題。
- ・地方公共団体における文化財保存活用に関する計画の作成の促進が課題。
文化芸術に対する寄附の受入れ拡大のため、文化芸術に対する寄附意識の醸成が課題。

第3：文化芸術政策の中長期目標

○中長期目標：「文化芸術基本法」に基づき策定された第1期計画の中で掲げられている「目標」を基本的に踏襲

中長期目標① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標② 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標③ 心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④ 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

第2期文化芸術推進基本計画に基づく「文化芸術立国」の実現

○第2期計画に基づき、**7つの重点取組**を強力に推進し、「**文化芸術と経済の好循環**」を加速させ、ソフトパワーの拡大、心豊かで活力ある社会、「文化芸術立国」の実現を図る。

①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進

- 統括団体への総合支援の枠組み導入
- 活動基盤強化、自律的・持続的な発展支援
- アート市場活性化
- メディア芸術の振興（クリエイター支援、メディア芸術ナショナルセンター構想）
- 国立文化施設の機能強化



②文化資源の保存と活用の一層の促進

- 「文化財の匠プロジェクト」の推進
- 城郭等の文化財の安定的な修理・活用
- 魅力ある地域の文化財の強靱化
- 社会全体で文化財を支える官民連携
- 「文化財修理センター（仮称）」の整備
- 建築文化の価値を確立する新たな取組



漆工品修理

③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成

- 文化芸術教育の充実・改善
- 本物に触れる鑑賞・体験機会の確保
- 文化庁活動の円滑な地域連携・移行



④多様性を尊重した文化芸術の振興

- 障害者等による文化芸術活動の推進
- 国語の振興、日本語教育の推進

⑤文化芸術のグローバル展開の加速

- トップ芸術家の育成、戦略的な海外発信
- 日本博2.0の全国展開



※名和晃平《White Deer (Meiji Jingu)》
2020 ブロンズに塗装 Photo: Keizo KIOKU

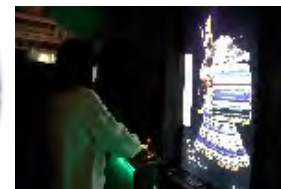
⑥文化芸術を通じた地方創生の推進

- 食文化や文化観光を始めとした「伝統×創造」による新たな価値創造
- 文化観光拠点、世界遺産、日本遺産の活用
- 地域の伝統行事や芸能の振興



⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

- デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- DX時代に対応した著作権政策
- 文化芸術のデジタル・アーカイブ化



山梨県立博物館の事例（「3Dダイブシアター」）

政府全体の文化に関連すると考えられる施策(財政・税制)

予算事業

- 大阪・関西万博の機運醸成に向けた取組強化（1.3億円）【内閣官房】
- 国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開（0.7億円）【総務省】
- 映像コンテンツ海外展開事業（117億円）【外務省】 ○ジャパン・ハウスの設置運営【外務省】
- 文化財の整備・活用や、文化芸術活動の充実、国立文化施設の機能強化等（1,062億円）【文化庁】
- 海外に向けた日本の食・食文化に関する高付加価値な情報の整理・発信【農水省】
- まちなかウォーカブル推進事業（「居心地が良く歩きたくなる」空間創出の支援）（11.8億円）【国交省】
- 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備（81億円）【観光庁】
- 伝統工芸品産業振興、コンテンツ海外展開促進など（18.3億円） ほか (ex. 芸術大学、社会教育振興等)

地財措置

【特別交付税措置】

- 指定文化財の保存修理に関する経費
- 文化財保存活用計画に基づく活用事業の経費
- 博物館にかかる特別の財政需要の考慮（市町村）

【普通交付税措置】

- 個別算定経費（博物館・文化財維持等）
- 包括算定経費（文化芸術振興、劇場等） ほか

※ 地方における文化関係経費等について別紙（5,553億円）

税制優遇

- 財務大臣の指定を受けた国宝等の修理・防災のためにする寄附金の所得控除
- 公益法人等の特定公益増進法人への寄附金の所得控除（企業メセナ協議会の活用）
- 重要文化財・寄託公開する美術品等に関する相続税の優遇措置
- 指定文化財・博物館・劇場・音楽堂にかかる固定資産税等の減免 ほか

政府全体の文化に関連すると考えられる施策(法令・計画等)

関連法令

- 日本国憲法
- 文化芸術基本法、障害者文化芸術推進法、
- 文字・活字文化振興法、日本語教育機関認定法、読書バリアフリー法、こどもの読書活動推進法
- 博物館法、文化観光推進法、美術品損害補償法、美術品公開促進法、劇場・音楽堂等活性化法
- ユネスコ活動に関する法律、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
- 文化財保護法、景観法、歴史まちづくり法
- 著作権法（このほか知的財産に関する法制度も関連しうるか）
- アイヌ施策推進法、沖縄振興特別措置法（文化の振興についても規定） ほか

その他

【行政計画・戦略】

- 文化芸術推進基本計画
- クールジャパン戦略
- デジタル田園都市国家構想総合戦略…… ほか

【金融・投資】

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用……ほか

■ 主要な政策ツールである予算・税制・地財・法令などについて、文化を軸としての収集・集約がなされていない現状。

文化と関連分野との緊密な連携とは……

「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」の設置と検討状況

文化庁の京都移転を契機として、2025年大阪・関西万博への貢献も見据え、文化庁における食文化・文化観光施策それぞれについて、文化庁長官のリーダーシップの下、関係部署相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、令和5年3月27日に、食文化推進本部・文化観光推進本部を京都に設置。

食文化推進本部

【本部員】

本部長 : 文化庁長官
本部長代理 : 文化庁次長
副本部長 : 文化財鑑査官、審議官、文化戦略官
事務局長 : 参事官（生活文化創造担当）
本部員 : 参事官（生活文化連携担当）ほか関係課長
オブザーバー : 農林水産省 外食・食文化課長
近畿農政局経営・事業支援部長 ※ 農林水産省と連携
観光庁 観光資源課長

文化観光推進本部

【本部員】

本部長 : 文化庁長官
本部長代理 : 文化庁次長
副本部長 : 文化財鑑査官、審議官、文化戦略官
事務局長 : 文化資源活用課長
本部員 : 参事官（文化拠点担当）ほか関係課長
オブザーバー : 観光庁 観光資源課長 ※ 観光庁と連携

令和5年3月28日 食文化推進本部会合開催

4月4日 文化観光推進本部会合開催

4月19日 「地域における食文化及び文化観光行政の更なる推進について」（各都道府県・指定都市宛 文化庁長官通知）
→ 各地方公共団体に対し、両本部の設置について周知するとともに、関係部局横断での推進体制や特色ある取組について、文化庁との連携の観点から、情報提供を依頼

6月27日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催（石川県、京都府、京都市からヒアリング）

令和6年2月5日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催

令和6年3月27日 食文化推進本部・文化観光推進本部合同会合開催
（主催イベント）

令和6年1月12日 シンポジウム「京都から日本の夜の価値創造を考える」の開催（文化観光推進本部、京都市と共催）

1月27日 和食ユネスコ無形文化遺産登録10周年記念セミナー（食文化推進本部主催）

2月～3月 京料理の体験イベント開催（食文化推進本部主催）

食文化推進本部を核とした食文化振興施策の加速化による地方創生の促進

ユネスコ無形文化遺産登録を目指す「**伝統的酒造り**」や「**大阪・関西万博**」等を見据え、文化庁京都移転を機に設置した**食文化推進本部**を核として、日本の食文化の更なる振興や魅力の発信を図り、**地方創生に繋げる**。

1. 食文化の魅力発信等の強化

文化庁食文化推進本部において、**我が国の食文化の明確化・価値化をより一層推進**するとともに、食文化振興の機運醸成に関する主催・共催型イベント等を開催するなど、**国内外への我が国の食文化の魅力発信を強化**する。

- ・ ユネスコ無形文化遺産への登録実現も見据え、「伝統的酒造り（日本酒、焼酎・泡盛等）」の魅力発信を強化（著名人を用いた発信、他のユネスコ無形文化遺産とコラボしたイベントの実施等）
- ・ 各地域における食文化振興に向けた機運を更に高めるため、食文化推進本部を設置した地方公共団体等と連携し、情報提供・発信を強化
- ・ 日本各地の食文化について引き続き文化財登録や発信を積極的に推進するとともに、食文化分野での重要無形文化財指定も視野に入れた調査研究を実施



「伝統的酒造り」シンポジウム



登録無形文化財
「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」

2. 食文化に関する顕彰の充実

食文化の更なる振興に向け、**食文化関係者の地位向上を図るとともに、国民の食文化への「気づき」を提供する観点**から、食文化の顕彰に係る調査研究を開始し、食文化に関する顕彰の充実に向けた取組を進める。



文化庁長官表彰に加え、食文化に関する顕彰制度の充実

※この他、全国各地の食文化の調査・認定事業等の継続的な推進や、食文化を活用した観光コンテンツの創出等に取り組む。



日本テレビ
「世界一受けたい授業」での紹介



パリでのおぼろ昆布かきの
実演・試食

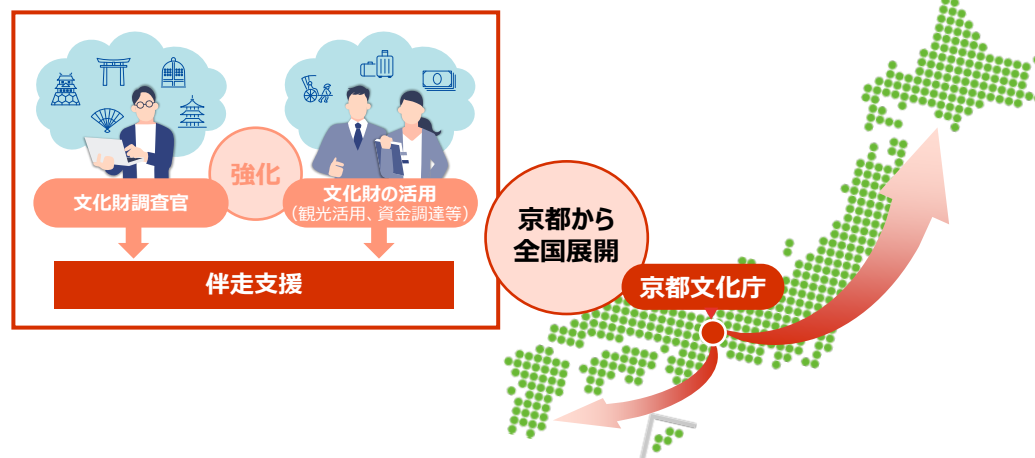
文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ

歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、地域の宝である文化財について、官民連携で新しい価値を創造し、持続可能な活用を推進

文化観光推進本部の機能強化

- 京都文化庁に、関係課で連携して、文化財の活用（観光活用、資金調達等）に関する民間人材を配置。官民連携で新たな価値を創造するため、文化財の専門職員である文化財調査官とともに、全国各地への伴走支援の実施に向けて機能強化
- 京都文化庁に、文化財の活用に関する相談窓口を設置するとともに、活用に関するセミナーを全国で開催

サステナブル・レスポンシブルな観光に資するモデルを 京都の文化庁から 構築、発信



文化財を高付加価値化する事業の創設

- 機能強化した京都の文化庁が旗を振って、文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成事業を創設 → ①
- 活用のために必要な文化財建造物の改修、多言語化などインバウンドの滞在快適性等を向上する整備の支援を充実 → ②
- これらの活用を一過性で終わらせないため、民間人材によるコーチング、資金調達（寄付や融資）への伴走を実施し、持続可能な好循環の構築を実現

（参考）観光と文化の「京都モデル」

文化と地域コミュニティの継承・発展に向けて、観光を好循環を生み出す「プロモーター」となるべきものと位置づけ、行政による下支えのもと、観光と文化の力でSDGsの達成を目指すモデル。
（国連 観光・文化京都会議2019で発信、世界から高く評価）



京都モデルの実践例



二条城（世界遺産・国宝）

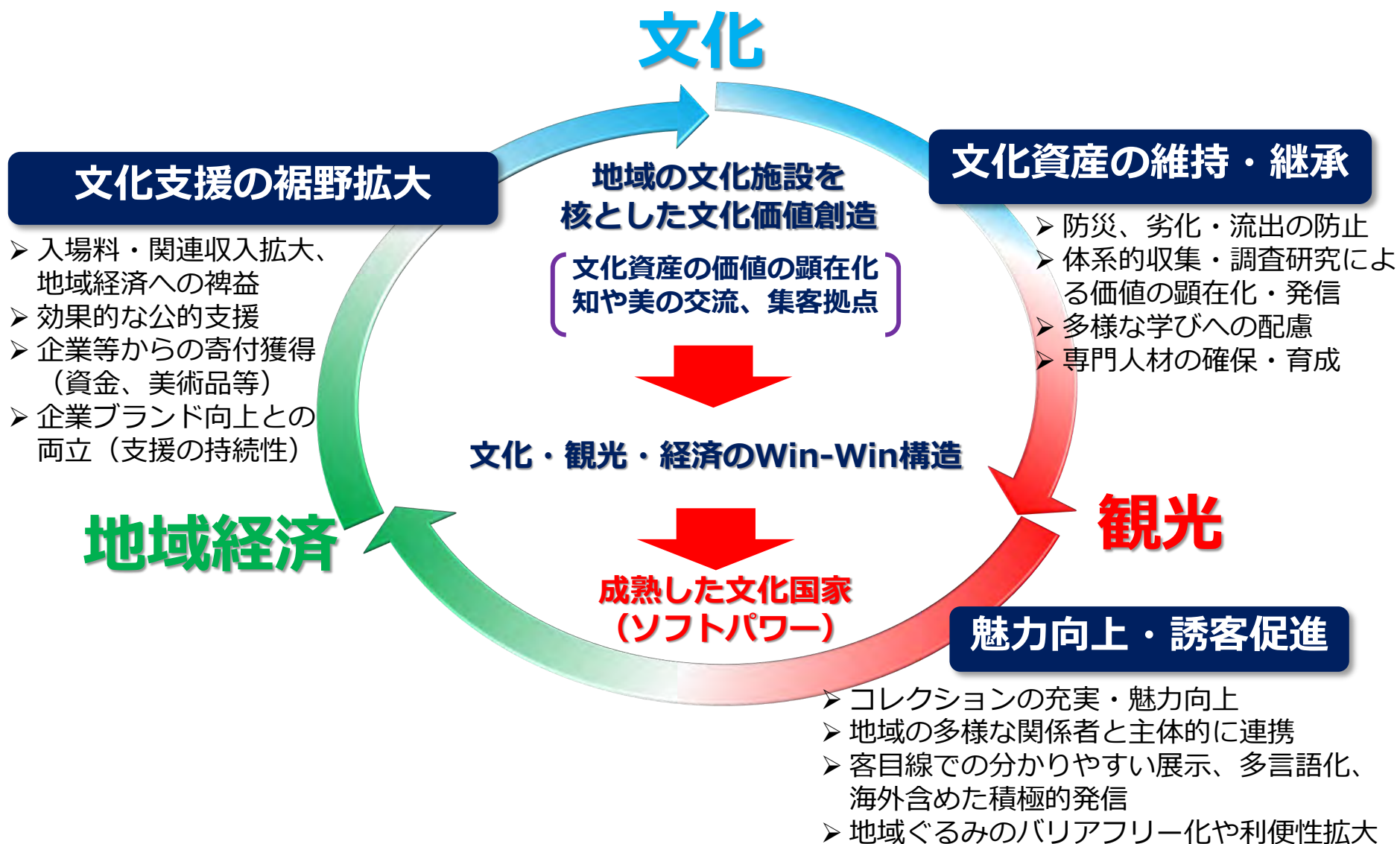
官民連携のユニークベニュー活用により、新たな客層を開拓。収益を文化財修理に充当。



旧三井家下鴨別邸（重要文化財）

地域の老舗料理屋による朝食体験や、夜間開館、一棟を貸し切る高付加価値化で収入拡大、地域へ経済波及。

文化が経済価値を生み、文化を育み産業として発展



(5) 今日の文化政策の課題

■ 政府全体としての施策の一体性・統一性

→文化芸術基本法に定める文化芸術推進会議の活用

→政府内部での認識の深化（文化施策を知ってもらい、かつ、関連施策について知る必要）

→連携した取組みの加速化・具体的な成功事例の創出

■ 文化芸術の本質的価値と、社会・経済的価値の関係性

→両者は対立関係にあるものではない、という意識の普及（cf.たとえば、文化観光の分野……）

■ 政策の効果測定 の在り方

→文化芸術政策における「効果」についての意識的な検討（cf. 計画に基づく取組成果の把握、政策評価の有効活用）

(参考資料)

令和6年度 文化庁予算の概要



	前年度予算額	令和6年度 予算額	比較 増減 額 △	比較 増率 △
文化庁予算	1,061億円	1,062億円	1億円	0.1%

※デジタル庁一括計上分含む。

※国際観光旅客税財源充当事業:81億円(40億円)(別途計上)

※令和5年度第1次補正予算として302億円を計上。()内は令和5年度予算額

【 】内は令和5年度補正予算額

継承の危機に瀕する文化財保護の 緊急強化

**445億円 (447億円)
【201億円】**

文化財修理・整備・活用、防災対策等

256億円 (257億円) 【196億円】

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 113億円 (113億円) 【56億円】
- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 51億円 (53億円) 【36億円】
- ・重要文化財等防災施設整備事業 23億円 (20億円) 【104億円】
- ・文化財保存技術の伝承等 5億円 (5億円)

多様な文化遺産の公開活用の促進等

188億円 (191億円) 【5億円】

- ・無形文化財の伝承・公開 7億円 (7億円)
- ・史跡等の買上げ 100億円 (100億円)
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 4億円 (4億円) 【5億円】
- ・日本遺産活性化推進事業 7億円 (7億円)
- ・国立アイヌ民族博物館の運営等 16億円 (16億円)

グローバル展開やデジタル化などによる 文化芸術活動の充実

**219億円 (215億円)
【76億円】**

文化芸術のグローバル展開等による 創造的循環の創出

16億円 (16億円) 【1億円】

舞台芸術等総合支援事業

94億円 (94億円) 【5億円】

障害者等による文化芸術活動推進事業

4億円 (4億円)

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の 総合的な機能強化の推進

27億円 (新規) 【10億円】

日本映画の創造・振興プラン

12億円 (11億円)

メディア芸術の創造・発信プラン

9億円 (7億円)

地域文化共創基盤の構築

11億円 (11億円)

文化芸術による創造性豊かな子供の育成

85億円 (84億円) 【11億円】

- ・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(※) 55億円 (55億円)
 - ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業(※) 10億円 (新規) 【10億円】
 - ・文化部動改革～部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備～ 5億円 (4億円) 【1億円】
 - ・伝統文化親子教室事業 15億円 (15億円)
- ※ 他事業への計上分含む

文化振興を支える拠点等の 整備・充実

**359億円 (355億円)
【20億円】**

国立文化施設の機能強化等

323億円 (324億円) 【20億円】

- ・運営費交付金 322億円 (320億円)
- ・施設整備費 1億円 (4億円) 【20億円】

文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

18億円 (19億円)

博物館機能強化の推進

4億円 (4億円)

国語施策の充実

2億円 (1億円)

DX時代の著作権施策の推進

3億円 (2億円)

宗務行政の推進

3億円 (0.3億円)

(参考1) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計において、被災ミュージアム再興事業2億円を計上。

(参考2) (組織) 文部科学省において、「外国人に対する日本語教育の推進」16億円を計上。【1億円：文化庁計上】

文化庁の京都移転を契機とし、2025年大阪・関西万博に向け、食文化や文化観光をはじめ、“伝統×創造”により新たな価値を生み出すなど、**京都を中心に新たな文化振興を展開し、地方創生を図るとともに、広く世界に発信**

文化観光の推進

【予算額：24億円】

〔+補正5億円、国際観光旅客税財源81億円〕

地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進等を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出

- ・文化観光拠点・地域の整備等を促進
- ・日本遺産の魅力向上・発信による地方創生を推進
- ・大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進【補正】

(国際観光旅客税財源事業)

- ・全国各地の魅力的な文化財の高付加価値化
- ・高付加価値化された文化財への改修・整備
※文化観光推進本部の機能強化と併せた文化財活用パッケージの展開
- ・日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 etc

食文化など生活文化振興

【予算額：17億円】

〔+国際観光旅客税財源も活用〕

食文化を含む生活文化の継承、新たな価値の創造や魅力の発信による振興

- ・食文化機運醸成事業
※食文化推進本部による地域・省庁と連携した発信と併せて推進
- ・生活文化創造・戦略展開事業 etc

地域文化の振興

【予算額：100億円】

〔+補正20億円、国際観光旅客税財源も活用〕

地域における特色ある文化芸術拠点の形成や、地域伝統行事の取組の推進による地域活性化

- ・地域文化共創基盤の構築
- ・現代的課題に対応した劇場・音楽堂の総合的な機能強化の推進
- ・地域伝統行事等への支援 etc

文化財の保存と活用

【予算額：445億円】

〔+補正196億円、国際観光旅客税財源も活用〕

地域の誇りである文化財について、保存と活用の好循環を促進し、地方創生を推進

- ・国宝重文建造物保存修理
- ・重文等防災施設整備
- ・文化財の強靱化【補正】 etc

グローバル発信

デジタル活用

国内外への発信強化

【予算額：2億円】

〔+補正5億円、国際観光旅客税財源も活用〕

全国の文化資源の魅力を国内外に発信し、より多くの人の文化体験につながる環境を整備

- ・日本文化の魅力発掘・発信
- ・文化遺産オンライン構想の推進
- ・舞台芸術のデジタルアーカイブ化の推進 etc

※予算額については一部重複計上あり。

芸術文化の振興

【予算額：152億円】

〔+補正71億円〕

舞台芸術、映画・マンガ・アニメ等のメディア芸術、アート等の振興・発信強化を通じ、国際的な評価を向上

- ・舞台芸術等総合支援事業
- ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
- ・クリエイター育成・文化施設高付加価値化支援【補正】etc

我が国文化の魅力の再発見・磨き上げ・発信

▶インバウンド・地方誘客の拡大による地方創生

文化GDPについて

未来投資戦略2017及び文化経済戦略において文化芸術資源を活用した経済活性化の方針を提示



我が国が目指す 名目GDP総額600兆円の3%に当たる18兆円を「文化芸術による付加価値（文化GDP）」が担うという目標



これを踏まえて、文化庁は「文化芸術による付加価値（文化GDP）」推計の詳細な調査研究を開始

文化庁文化行政調査研究「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」（令和5年3月）

2

日本の文化GDP推計の方法

1 文化商品の抽出と文化産業の特定

- ユネスコが提示するガイドライン(国連が作成している商品分類・産業分類)とのリンク。

2 文化商品の生産額推計と産業への割り当て

- ユネスコが提示するガイドラインに合わせて、我が国の産業分類を再整理する。
- なおかつ、既存の経済統計を利用して、生産額を推計する。

3 付加価値の推計

- 産業連関表を用いて付加価値を推計する。

$$\begin{array}{ccc} \text{産業統計等から抽出} & & \text{産業連関表から抽出} \\ \text{国内生産額} & \times & \text{付加価値率} \end{array} = \text{付加価値(文化GDP)}$$

日本の文化GDP推計の対象範囲 (文化の範囲の設定)

ユネスコが提示するガイドラインを参照して設定

「コア文化領域」を推計の対象としている。

コア文化領域

A 文化遺産／自然遺産

・ミュージアム(バーチャルを含む)
・遺跡、史跡 ・文化的景観 ・自然遺産

B パフォーミングアーツ／
セレブレーション

・パフォーミングアーツ
・音楽 ・フェスティバル、フェア、祝祭

C ビジュアルアーツ／工芸

・美術 ・写真 ・工芸

D 著作・出版／報道

・著作、出版 ・新聞、雑誌 ・その他出版物
・ライブラリー(バーチャル含む) ・ブックフェア

E オーディオ・ビジュアル／
インタラクティブメディア

・映画、ビデオ
・テレビ、ラジオ(インターネット、ライブ、ストリーミング含む)
・インターネット放送 ・ビデオゲーム(オンライン含む)

F デザイン／
クリエイティブサービス

・ファッション、デザイン ・グラフィックデザイン
・インテリアデザイン ・ランドスケープデザイン
・建築サービス ・広告サービス

関連領域

G 観光

・チャーター旅行、観光サービス ・接遇、宿泊施設

H スポーツ／
レクリエーション

・スポーツ ・フィットネス、健康サービス
・遊園地、テーマパーク ・ギャンブル

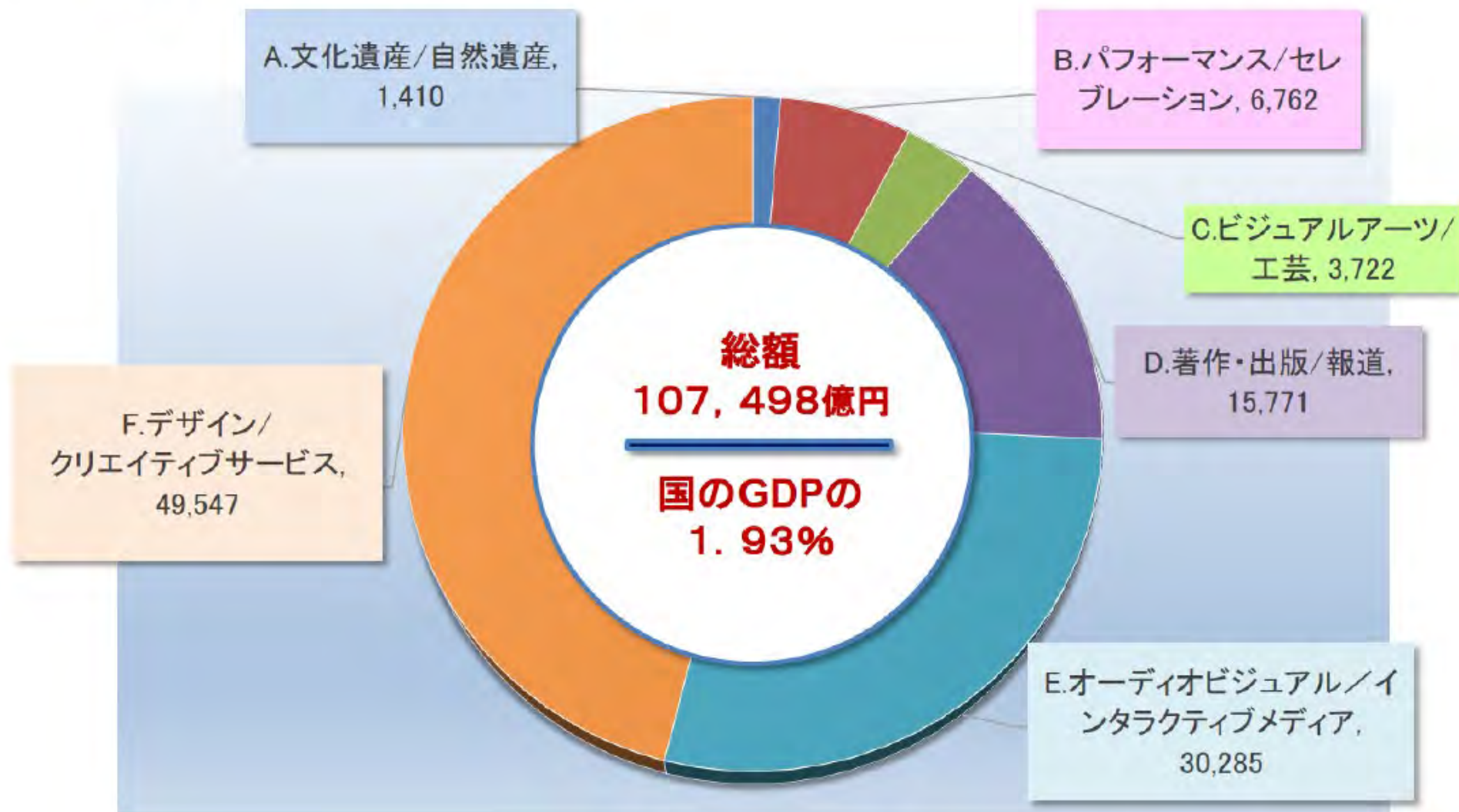


4

日本の文化GDP

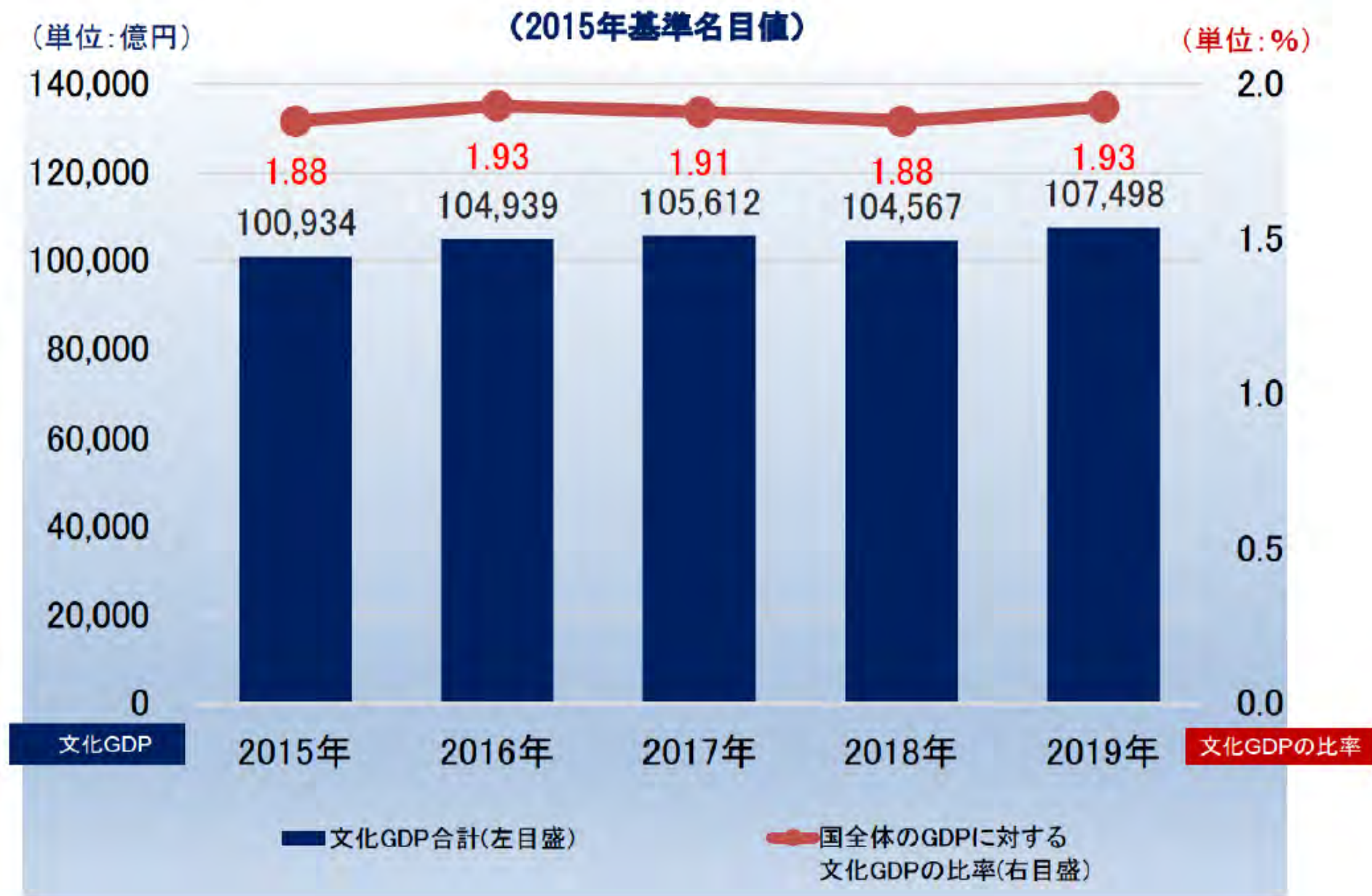
4-1 規模と構成(2019)

(2019年:名目値)



(単位:億円)

4-2 推移



4-3 ドメイン別文化GDP(名目値)の推移

(単位:億円)

ドメイン	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
A.文化遺産/自然遺産	1,260	1,422	1,429	1,346	1,410
B.パフォーマンス/ セレブレーション	5,773	5,948	5,590	6,121	6,762
C.ビジュアルアーツ/工芸	3,343	3,595	3,615	3,476	3,722
D.著作・出版/報道	17,914	17,777	16,829	16,179	15,771
E.オーディオ・ビジュアル/ インタラクティブメディア	28,264	28,974	29,735	29,609	30,285
F.デザイン/ クリエイティブサービス	44,381	47,222	48,413	47,837	49,547
合計	100,934	104,939	105,612	104,567	107,498

諸外国の文化予算について

①文化支出額に係る最新状況の調査： 各国政府の文化支出の概要

文化庁文化行政調査研究「諸外国における文化政策等の比較研究事業報告書」（令和3年3月）

※2020年の値で比較

国	組織	政府の文化支出額		政府予算		政府予算に 占める文化 支出額の比率	国の人口		国民1人 あたりの 文化支出額	
日本	文化庁	1,166	億円	1,026,580	億円	0.11%	12,648	万人	922	円
イギリス	デジタル・文化 ・メディア・スポーツ省	13.68	億£	9,277	億£	0.15%	6,789	万人	20.1	£
		1,907	億円	1,293,678	億円				2,810	円
アメリカ	連邦政府の関わる 文化関連機関	17.42	億\$	47,897	億\$	0.04%	33,100	万人	5.3	\$
		1,803	億円	4,957,866	億円				545	円
ドイツ	文化メディア国务大臣	18.20	億€	508,500	億€	0.36%	8,378	万人	21.7	€
		2,299	億円	642,286	億円				2,744	円
フランス	文化省	36.58	億€	3,992	億€	0.92%	6,527	万人	56.0	€
		4,620	億円	504,230	億円				7,079	円
韓国	文化体育観光部／ 文化財庁	3,665	十億₩	296,000	十億₩	1.24%	5,127	万人	71,484	₩
		3,438	億円	277,648	億円				6,705	円

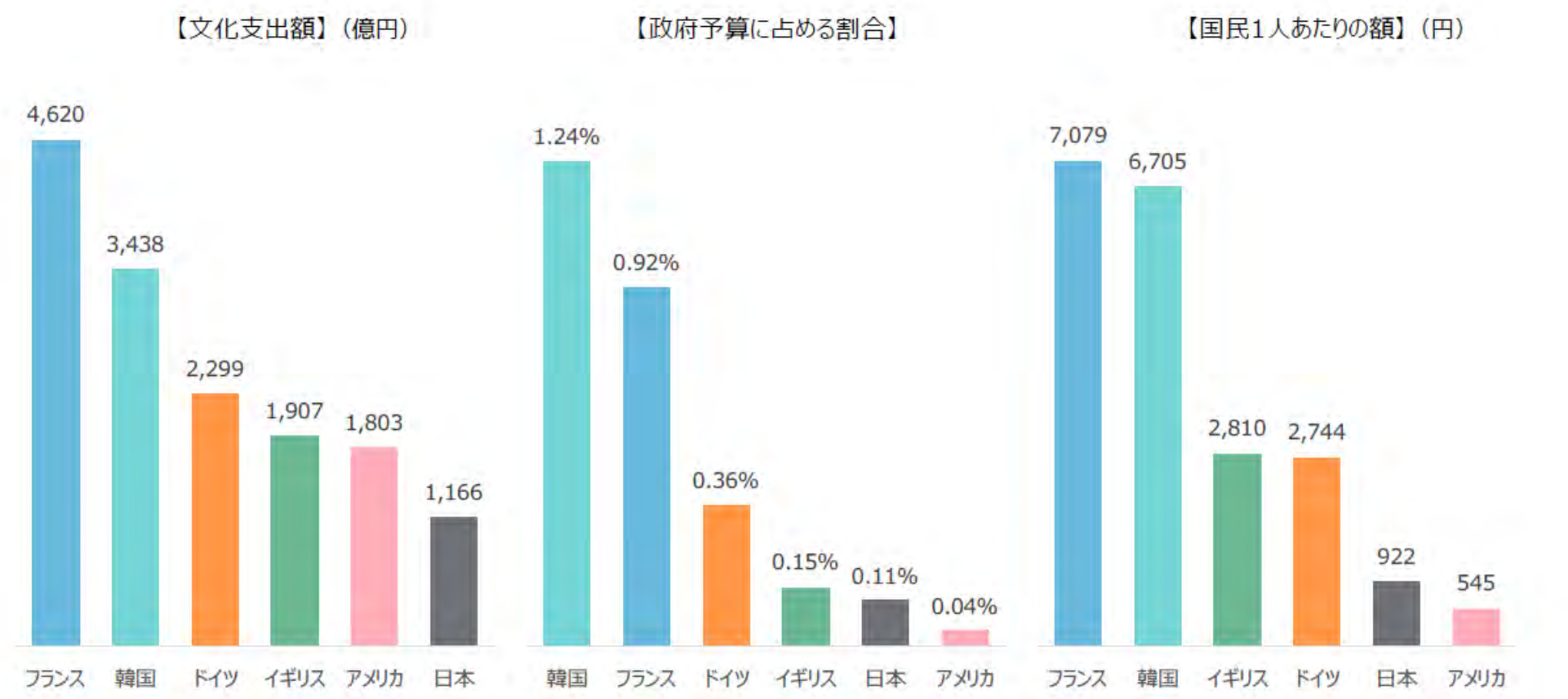
※日本に関しては文化庁予算と観光庁に一括計上されている国際観光旅客税財源を充当する事業予算を合算。

イギリス、韓国に関しては当該組織のうち、文化支出と考えられる費目を選択して合算。アメリカは、全米芸術基金（NEA）、スミソニアン機構、博物館・図書館サービス機構（IMLS）、ナショナルギャラリー、ケネディー・センター、国立公園局（総予算の該当部のみ）の6組織の予算を合算。

①文化支出額に係る最新状況の調査：各国政府の文化支出の比較

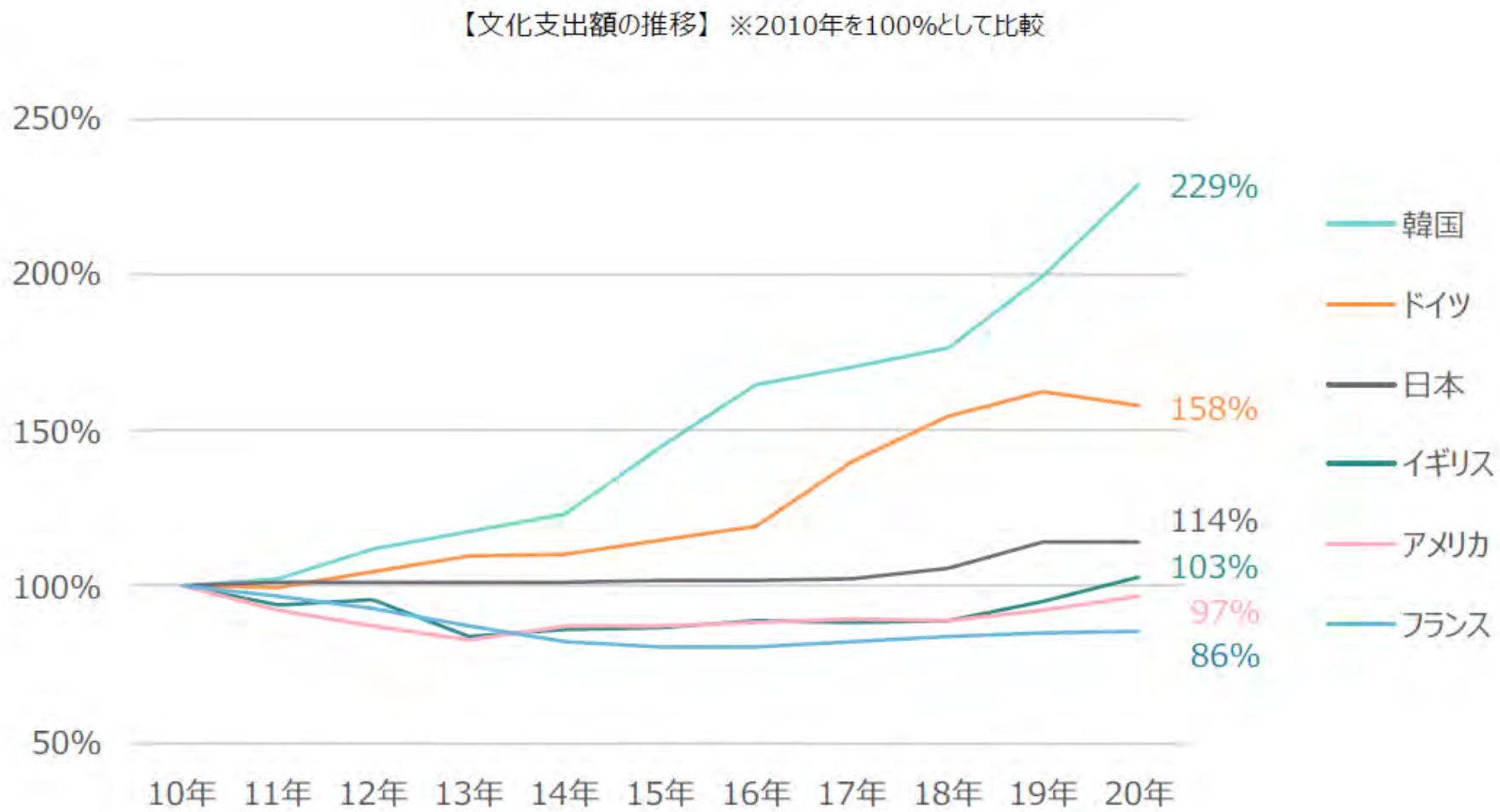
➡日本は対象6ヶ国の中で文化支出額が最も少なく、
政府予算に占める割合、国民1人あたりの額もアメリカに次いで低い。

※2020年の値で比較



②10年間の時系列比較：各国政府の文化支出額の推移

➡過去10年間で韓国やドイツは大幅に増加した。イギリスは微増、アメリカとフランスは減少した。

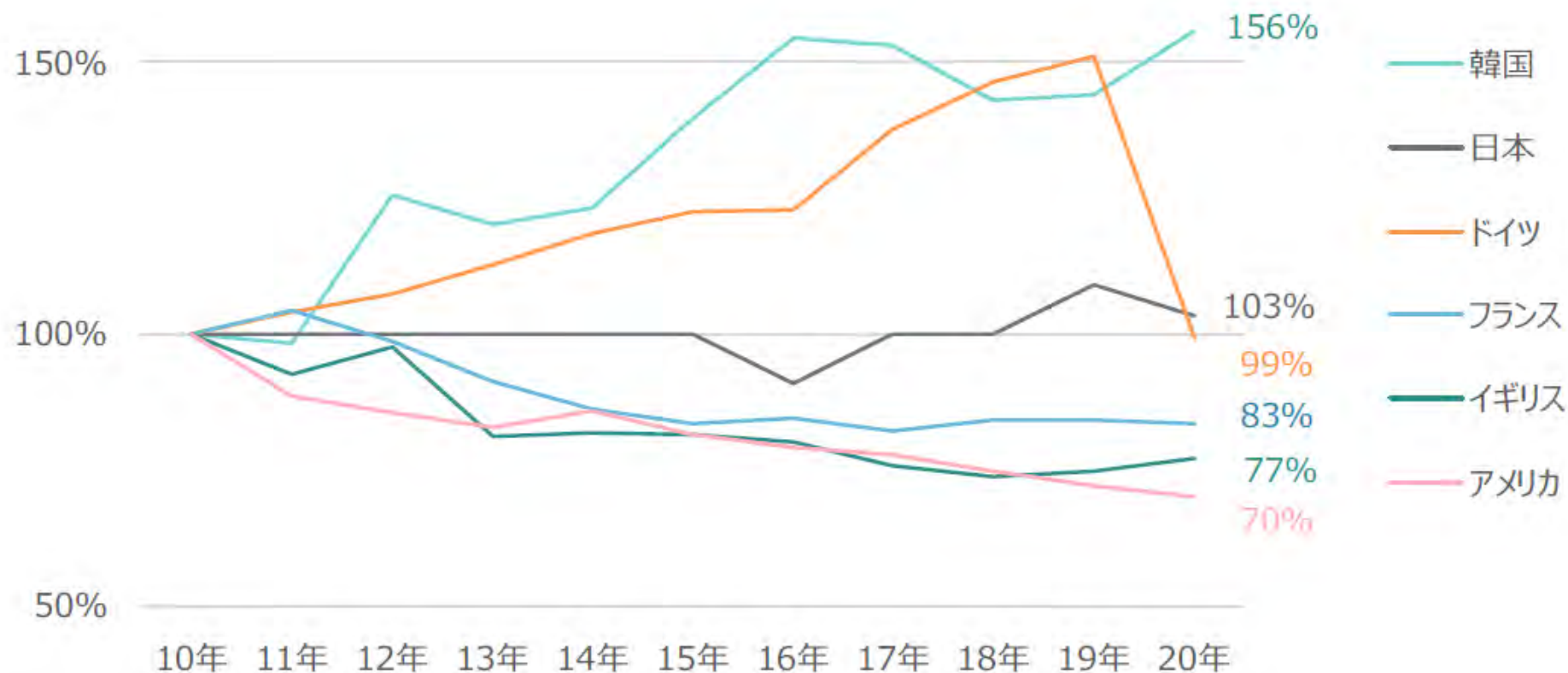


※アメリカに関しては全米芸術基金（NEA）のみの予算としている。

②10年間の時系列比較：各国政府の文化支出が政府予算に占める割合の推移

➡過去10年間で韓国は割合も上昇傾向。フランス、イギリス、アメリカは低下傾向にある。
ドイツは2020年に政府予算が急増したため割合は低下。

【政府予算に占める割合の推移】 ※2010年を100%として比較



※アメリカに関しては全米芸術基金（NEA）のみの予算としている。